

# 千葉県留学生受入プログラムに係るマッチング支援事業委託 企画提案募集要項

## 1 事業概要

### (1) 委託業務名

千葉県留学生受入プログラムに係るマッチング支援事業

### (2) 事業の目的

県が定める「千葉県留学生受入プログラム実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、「千葉県留学生受入プログラム」を実施するにあたり、要綱第3条第1項の「マッチング機関」として、要綱第2条第1号のマッチング支援事業を行うことを目的とします。

### (3) 事業内容

別添の「千葉県留学生受入プログラムに係るマッチング支援事業委託」仕様書のとおり。なお、当該仕様書は募集にあたり参考に提示するものであり、委託契約の仕様書とは異なる場合があります。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (5) 委託金額の上限

20,780,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該委託金額には、現地日本語学校への支払経費5,000,000円を含みます。

※当該委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算案が成立することを前提としたものです。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合があります。

なお、いずれの場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担となります。

## 2 応募資格

次の（1）から（5）のすべての条件を満たすものとします。

（1）法人格を有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

（3）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

（4）特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

（5）暴力団でないこと及び暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

### 3 応募方法等

#### (1) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格として取り扱う。

郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

#### (2) 提出書類の受付時間

午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）

#### (3) 提出方法

郵送、持参又は電子メール

（電子メールによる提出の場合は、紙媒体の提出は不要）

※郵送・電子メールでの提出は、電話による到達確認を行うこと。

#### (4) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

イ 事業計画書（様式2）

ウ 経費見積書（様式3）

エ 実施体制表（様式4）

オ 団体の概要（様式5）

カ 役員名簿（様式6）

キ 添付書類

・定款、寄附行為又はこれに相当するもの

・申請者に関する前事業年度の事業報告書及び収支決算書

#### (5) 提出部数 正本1部、副本5部

※電子メールによる提出の場合は副本不要。

また、紙媒体での提出の場合は「キ 添付書類」のみ副本不要。

#### (6) 提出先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁中庁舎6階

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 福祉人材確保対策室

メールアドレス：ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-2606

#### (7) 提出書類作成上の注意事項

##### ア 電子メール・紙媒体共通

提出書類ごとに、ページの下部にページ番号を振ること。

##### イ 電子メールによる提出の場合

ファイル形式はPDFとし、ファイル名は「様式1 企画提案書」のように、各書類の順番が提出書類の順になるようにすること。

メール容量は7MBまで受信可能なため、7MB以上となる場合は、ファイルを分割して送付又は大容量送信サービス等を御活用ください。

#### イ 紙媒体による提出の場合

原則としてA4サイズ（縦）で統一し、片面印刷の上、左側に2つ穴をあけ、こより紐等で一部ずつ綴じて提出すること。

ホチキスやクリップ類は用いないこと。

各様式の1枚目に「様式〇」のように、様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。

#### (8) 応募に係る留意事項

ア 1団体につき、申請は1件とします。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ウ 提出期間経過後の書類の差し替えは認めません。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

カ 応募等に要する費用は、申請者の負担とします。

キ 申請書提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

ク 提出された申請書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき、開示することができます。

### 4 説明会の実施

次の日程により説明会を開催します。

(1) 開催日時 令和8年2月20日（金）10時から

(2) 開催方法 Zoomによるオンライン開催

(3) 内容 本募集要項及び業務委託仕様書に沿った説明並びに質疑応答

(4) 申込方法 電子メールによる。（様式任意）

参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者氏名（2名以内）、連絡先電話番号及びメールアドレスを令和8年2月18日（水）午後5時までに、下記連絡先に送付してください。参加申込者には、説明会情報をメールにて事前送付します。

連絡先メールアドレス：ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

(5) その他 説明会に参加しない場合でもプロポーザルには参加可能です。

### 5 審査

(1) 提出書類の形式的審査を行い、その後に受託候補者選考会議（以下「会議」という。）において、書面審査及びヒアリングを実施し、会議の採点結果を参考に県が受託候補者を選定します。

会議は、Zoomを活用しオンラインにより行います。会議においては、事前に提出した事業計画書等によりプレゼンテーションをお願いします。

なお、県が必要ないと認めた場合は、ヒアリングを実施しない場合があります。

(2) 会議は、令和8年3月17日（火）に実施する予定です。詳細については、後日、応募者に対して通知します。

(3) 審査基準

以下の審査基準に基づき総合的に行うものとします。

No.	審査項目	審査基準
1	事業の取組方針	事業目的や趣旨を理解しているか。
2	提案内容	仕様書の事業内容の各項目についての適正かつ具体的な提案や、効果的に実施するための提案がされているか。
3		実施可能な事業のスケジュールが示されているか。
4		見積金額は事業内容に照らして適當か。
5	事業の実施体制	事業実施に必要な資格・経験を有する職員は配置されているか。職員数は適當か。
6		県内介護施設等関係機関との連携体制は十分か。
7		ベトナム現地日本語学校との連携体制は十分か。
8	管理体制	日本語学校、介護福祉士養成施設に対する調査・管理体制は十分か。
9		個人情報の適切な取扱いを確保する措置は取られているか。
10	類似事業の実績	類似事業の実績は十分か。

(4) 選定結果は、応募者に対して文書で通知します。

## 6 質問の受付

本件に関する質問は、すべて様式7「質問書」により、電子メールで提出してください。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けません。

(1) 提出期限 令和8年2月24日（火）午後5時 必着

(2) 提出先 ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

※提出後、電話による到達確認を行ってください。

※件名に「【留学生受入プログラム】質問書の送付」と記載してください。

## 7 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 応募資格のない者が応募した場合

(2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(3) 提出した企画提案書等に虚偽の記載があった場合

(4) 会社更生法の適用を申請している等、契約履行が困難と認められると判断される場合

## (5) 選考の公平性を害する行為があった場合

### 8 委託契約

上記5の審査を経て県が選定した受託候補者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結します。

#### (留意事項)

- (1) 提案書の提出及び会議の開催等は提案内容及び応募団体の審査・選定のためのものであり、また、選定は提案内容をそのまま了承するものではありません。
- (2) 契約にあたっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納める必要があります。ただし、契約保証金は免除する場合があります。
- (3) 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはいけません。ただし、受託業務の一部の再委託について、書面により県の承諾を得たときはこの限りではありません。

### 9 スケジュール（予定）

令和8年2月上旬	募集開始
2月20日（金）	説明会
3月3日（火）	企画提案書類提出期限
3月17日（火）	会議の実施
3月下旬	選定結果の通知
4月上旬	委託契約の締結・事業開始

### 10 注意事項

- (1) 県は、業務の実施状況について、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又はこれに関する台帳その他関係書類を閲覧し、調査することがあります。
- (2) 業務の遂行にあたっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。
- (3) 県は、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」に該当する場合や委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しない場合など、この業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することができます。
- (4) この業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は受託者が負担するものとします。ただし、その損害が県の責めに帰する理由において、その損害のために生じた経費は県が負担するものとし、その額は受託者と協議して定めるものとします。

(5) その他、この事業の目的を達成するために必要な業務を行っていただきます。

#### 1.1 問い合わせ先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 福祉人材確保対策室

電話 043-223-2606 FAX 043-222-6294

メール [ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp)